はじめに

我が国では、平均寿命の延伸により、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、一方で少子化が進むことで、約4人に1人が高齢者という状況になっています。10年後の2025年(平成37年)には団塊の世代が75歳以上の高齢者(後期高齢者)になるため、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、また要介護認定者や認知症高齢者が増加することが見込まれます。



こうした状況を踏まえ、全ての高齢者が、尊厳を保ちながら、生涯にわたって住み慣れた地域において、いきいきと安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、2025年(平成37年)までの中長期的な視野に立って、「第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれる優しいまち 西尾」をめざし、高齢者施策の展開を図るとともに、介護保険事業の円滑な推進に努めてまいりますので、市民の皆様や関係機関のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

平成27年3月

西尾市長 榊 原 康 正

地域包括ケアシステムの実現に向けて

今後10年間に団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症の高齢者が増加することが予測されます。

超高齢社会を迎え、ひとり暮らしの高齢者世帯や 高齢者のみの世帯の急増など地域社会や家族関係が 大きく変容していますが、人は年齢を重ね介護が必 要な状態になっても、住み慣れた地域でいつまでも 生活を続けたいという思いがあります。



また、認知症の高齢者が、今後、急速に増加していくことが予測されており、 認知症のかたや介護する家族を地域社会で見守り、支援する体制整備が求められております。

今回、介護保険制度の改正が行われた中で、介護保険制度が持続可能な制度 として、今後も進められることを期待するとともに、高齢者が可能な限り住み 慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、 生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向 けて、医療、介護、福祉関係者と地域、行政の連携の重要性が高まっていくと 思われます。

こうした取り組みを推進するためには、行政だけでなく、市民の皆さんの協力が不可欠です。今後も皆さんのご理解とご協力を賜るとともに、地域の高齢者に対する一層の支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご協力いただきました市民の皆さんをはじめ、 貴重なご意見・ご提案をいただきました委員の皆さんに感謝申し上げます。

平成27年3月

西尾市高齢者福祉計画·介護保険事業計画策定委員会 会 長 浅 井 清 和

目 次

第	1 1	章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		(1) 策定委員会による検討	3
		(2)アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	2 ፤	章 高齢者の現状と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(1) 人口及び世帯の推移	4
		(2) 要介護(要支援)認定者数、認定率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		(3)介護サービスの利用実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2	将来推計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
		(1) 将来人口の推計	12
		(2)要介護(要支援)認定者数の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	3	高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)の評価及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
		(1)健康づくり・介護予防の推進について ‥‥‥‥‥‥‥‥	14
		(2) 高齢者の生きがい対策の充実について	14
		(3) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について	15
		(4) 社会で支える介護の充実について	15
		(5) 地域包括ケアの推進について	16
		(6)安心して利用できるサービス提供システムの構築について	16

弗	3 ₫	草 計画の基本的な考え万 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1	計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
	2	計画の基本目標・・・・・・・・・・・18
		(1) 健康づくりと生きがい対策の推進
		(2) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
		(3) 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・19
		(4) 介護サービスの充実
		(5) 地域包括ケアの推進
		(6)安心して利用できるサービス提供体制の構築・・・・・・・・・19
	3	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	4	日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・21
	5	日常生活圏域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
⋍	4 글	- 章 施策の推進 ····· 24
ਸਾ		
	1	健康づくりと生きがい対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・24
		(,) http://www.sci.e
		(1) 健康づくりの推進
		(2) 介護予防事業の推進
		(2) 介護予防事業の推進 ····································
	2	(2)介護予防事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	(2)介護予防事業の推進26(3)生きがいづくりの推進33高齢者の自立を支える福祉環境の構築36(1)人にやさしい街づくり36
	2	(2)介護予防事業の推進26(3)生きがいづくりの推進33高齢者の自立を支える福祉環境の構築36(1)人にやさしい街づくり36(2)高齢者住宅の整備37
		(2)介護予防事業の推進26(3)生きがいづくりの推進33高齢者の自立を支える福祉環境の構築36(1)人にやさしい街づくり36(2)高齢者住宅の整備37(3)在宅生活の支援の充実38
	2	(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44
		(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44
		(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44 (2)高齢者の権利擁護の推進 46
		(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44 (2)高齢者の権利擁護の推進 46 介護サービスの充実 49
	3	(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44 (2)高齢者の権利擁護の推進 46 介護サービスの充実 49 (1)居宅サービスの充実 49
	3	(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44 (2)高齢者の権利擁護の推進 46 介護サービスの充実 49 (1)居宅サービスの充実 49 (2)地域密着型サービスの充実 57
	3	(2)介護予防事業の推進 26 (3)生きがいづくりの推進 33 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 36 (1)人にやさしい街づくり 36 (2)高齢者住宅の整備 37 (3)在宅生活の支援の充実 38 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 44 (1)認知症施策の充実 44 (2)高齢者の権利擁護の推進 46 介護サービスの充実 49 (1)居宅サービスの充実 49

	5	地域包括ケアの推進 · · · · · · · · · · · · · · · · 64
		(1) 地域包括支援センター機能の強化
		(2) 地域での見守り体制の強化
		(3) 在宅医療・介護連携の推進
		(4) 災害等緊急時における体制の強化
	6	安心して利用できるサービス提供体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・69
		(1) 介護保険サービスの運営強化
		(2) 家族介護者支援の推進
		(3)介護・保健・福祉のマンパワーの確保・・・・・・・・・・・72
	_	
第	51	
	1	サービス見込量の推計の手順 · · · · · · · · · · · · · · · · 73
	2	介護給付費等の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
		(1)介護給付費(居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等) 74
		(2) 予防給付費(介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等) · 75
		(3) 総給付費の推計
		(4) 標準給付費 ······ 77
		(5) 地域支援事業費 · · · · · · · · · · · · 77
		(6) 介護保険事業費
	3	介護保険料の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
		(1) 介護保険財政の仕組み
		(2) 保険料基準額の設定
		(3) 所得段階 · · · · · · · · · · 81
<i>h</i> -h-		т =1 т о 14)4
弟	6 1	章 計画の推進82
	1	進捗状況の把握と評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・82
	2	計画推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
		(1) 連携及び組織の強化
		(2)保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働82
		(3) 県及び近隣市町との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

参	考資	資料 ·············· 8	}4
	1	計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	2	西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・	35
	3	西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・	37
	4	用語解説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

我が国では、総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後は団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進むことが確実となっています。また、10年後の2025年(平成37年)には団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)になり、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、「介護」、「医療」、「介護予防」、「住まい」、「日常生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。このため、2011年(平成23年)には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の見直しが行われ、2014年(平成26年)には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するなど、より一層の地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市においては、このような介護保険制度の改正を受けて地域の特性に応じた高齢者施策の推進、介護保険制度の運営に努めてきましたが、その理念や考え方を継承し、平成24年3月に「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第5期)」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

後継の計画となる「第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、前計画で定めた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、さらなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、2025年(平成37年)までの中長期的な視野に立ちながら、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取り組み等の見直しを行うものです。

<介護保険制度改正の概要>

1 地域包 構築	!括ケアシステムの	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化							
2 介護サ 重点化	ービスの効率化・	①介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化							
3 介護保	除料の負担の抑制	①低所得者の第1号保険料の軽減強化等							
)資産のある人の 負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し							

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

本市の基本計画である「第7次西尾市総合計画」を上位計画とし、「西尾市地域福祉計画」等との整合を図りながら、高齢者の福祉を増進するための計画です。

愛知県の介護保険事業支援計画

総合計画 西尾市の目指すべき将来像 「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」 西尾市地域福祉計画 西尾市障害福祉計画等 整合 第6期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

高齢者福祉計画 老人福祉法 第20条の8

介護保険事業計画 介護保険法 第 117 条

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

急速に進行している高齢化に対応するため、2025年(平成37年)に向け、 前計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・ 介護連携の推進等の取り組みを本格化していくものです。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
	第5期													
				第6期			第7期							
						ĺ	为 / 初			第8期			第9期	
													A5 0 701	

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会による検討 • • • • • • • • • • • • •

計画の策定にあたっては、多くの方の意見を反映するため、学識経験者、医療・福祉関係者ほか、公募による委員で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を検討の場とし、それぞれの委員からの意見などを十分に組み入れることとしました。

被保険者の実態把握等については、要介護認定状況や給付実績などを基に現 状分析、問題点や見直し事項の検証・評価、将来推計を行いました。

(2) アンケート調査の実施 • • • • • • • • • • • • • • •

計画の見直しを行うために、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の二ーズ等を把握しました。要支援・要介護認定者については、日常生活圏域調査にてニーズを把握しました。